武家深秘録

坤

荒三卯

武家深秘録　下

一天和元年辛酉十一月真田伊賀守信利（上州沼田城主　領三万石）御領の
子細ハ両国橋御普請ニ付御用の材木伊賀守領分沼田より
可伐出旨ニて右御用請負の町人より伊賀守家老用人等へ
及相談杣人大勢入込伐出させ候得共深山の義故ニ大木なる
ハ中々自由ニ難く日数を送り御普請延引ニおよひ候
其ハ右請負の町人共御公儀の処ニ於て家の様子承お
申上ルニ付御吟味の義の上伊賀守家老用人役方不宜伊賀
守殿不調法の至り不届ニ思召候ニ依て領地ニ被召上御預の
旨安房九郎左衛門細井主次右衛門真田都尚由三人上使として
右の趣申渡ス伊賀守ハ下野宇都宮奥平美作守ニ御預ケ子
息弾正忠義ハ深都内近江へ其後深三郎ハ出羽庄内ニ

栗原ニ祀真田廣而何もまく御頭之今年十二月沼
田城破却ニ付右ニ依て真田先祖ハ滋野の性ニて清和
天皇第三の御子四品刑部卿貞元親王の御子参議
善忠の曾孫海野小太郎幸恒信州海野郷ニ居住
致り故ニ子孫海野を以て称とす其子三人一海野小太郎
幸明二称津小次郎真家三望月三郎重俊と云海
野小太郎幸明より五代海野弥平四郎幸濵木曽義
仲ニ属し其後平家と戦ひ戦功あり越中備中水
嶋合戦ニ大手の大将ニして猛威を振ひ討死す幸濵ゟ
十九代左京大夫海野幸氏ニして天文十四年村上義清と合
戦の時討死ニ其子弾正忠幸隆信州真田郷ニ住居を
構へ子孫真田を以称とす四男子あり一源太左衛門二兵部

丞昌輝二人ハ武田信玄勝頼ニ仕長篠合戦ニ討死三安
房守昌幸 始源三郎 武藤喜兵衛 永禄四年信玄謙信信州於河中
嶋合戦の時信玄の手ニて戦功あり其後所々ニて数度戦功
有りて天正二年安房守ニ叙任す同十一年秀吉公ゟ信
州上田城ニ三万八千石賜る同十三年八月諏訪安藝守鳥居
忠 家康公依命昌幸ゟ上田城を攻ル時昌幸子息
両人ニ先手をさせ手後自身城ゟ切て出御先手を切崩し
首数三百余討取慶長五年石田三成関ケ原乱の時
御敵と成り二男左衛門佐幸村共ニ信州上田ニ籠城ス
依之落去之後一命を助ケ高野山ニ入千雷と号し同十
八年病死す四大澤但馬守頼本子孫真田家中ニあり
五 真田隠岐守信尹信玄ニ仕へ度々戦功あり信玄没後

蒲生氏郷ニ属シ其後御当家ヘ仕ヘ子孫迄御
旗本ニ有リ 安房守昌幸 千吉 二男子有リ 嫡子伊豆守
信幸 従四位侍従 初称三郎 天正十三年信州上田籠城の時 横殺の
御功有リ 同十四年信州他人ノ若尾ニて 北條安房守昔
賀伯耆守ヲ合戦 信幸大返しニ云半有之猪利を得
同十七年二月初て 家康公ヘ御目見得 同十八年 碓
氷峠并松井田城 相州小田原陣 武州忍城攻等の
刻 武功有リ 文禄二年 伊豆守ニ叙任ス 慶長五年 會
津征伐の節 父子三人ニ下野国小山まて 御供の処
石田三成 逆心を企ニ付 父安房守と弟左衛門佐は 小山
より引返し 居城上田ニ籠城を 伊豆守は御味方とし
て関ヶ原ニ出陣を 関ヶ原御利運之後 父安房守助命

之段并伊豆守義 本多中務大輔忠勝ヘ達して
執入 伊豆守一命ニ代ヘ 父弟助命歎訴申上 嫡子美濃守
同為人 御前ヘ罷出 安房守助命之段 伊豆守一命ニ代ヘ
御訴訟申上候 御意を受不申候処 安房守助命之段
申渡候処 上ニも以の外御立腹ニ遊 安房守義
誅罰之筈 むさと被仰候と 御意ニ候処 忠勝
又申上候ハ 伊豆守義 父子引分レ 御味方仕 忠節を尽し
申 安房守助命 御免無之候ハて 何程御恩賞被下候ても
無用之事ニ候 御訴訟申上候 若御聞入不被遊して 伊
豆守致命 被捨候て 見捨申候 私も達して 執成
私嫡子 且ハ御奉公之 中務大輔ニ 被仰付 御目之
安房守 此義ニおゐてハ 私共も達して 申請候 云 候之

一今出御ハ下ニ高野山へ之参ル元和八年六月秀忠公より四万石
御加増都合十三万石ニて上田城を離し同国松代城ニ
移る明暦二年七月家督を二男内記信政ニ譲り
隠居后も嫡子河内守信吉若年より　家康公
秀忠公ニ奉仕河内守ニ叙任ス大坂御陣の節供奉仕候ニ
付而御感あり父伊豆守信幸よりも新居住料として
高の内三万石分知せしめ　家光公御代まて相勤寛永
十一年六月父ニ先達て病死故ニ父の跡ニ会テ内記
信政も父ニ先達て病死於是沼田三万石と
松代十万石と嫡家庶子家の論ありといへとも内記
嫡子右衛門（後改伊豆守道通）二歳ニして家督せしめ河内守信
吉二男子一女在之一男ハ助利家督相続の処早世依之次

男兵助を孫を継明暦二年従五位下叙伊賀守信利と
改女子ハ千種大納言の室之伊賀守信利家臣等ヵ於
欲ニ依て右之通而領之候得貞享五年宇都宮と
私云同年七月伊豆守信成（初仙千代　後采女正）私ニ御免元禄六年
式千俵と御家合の列ニ被仰付会津武蔵藩三而ニ
と私ニ御免之

一天和二年二月播州明石城主松平出雲守政利領地六万石
之内より奥州於大久保新地三万石ニ而政利常々行
跡ニ而譜代の家臣之之先御仰ニ付候ハ退役或ハ牢
門勢居遁教切腹於之御付於此事有之候一旗然
ニ而領ニ百姓困窮致も不顧自己の栄花を極め益
しる出雲　上聞而恐之御付前ニ之候故ハ中暫在帰忠

猪の曾出雲守忠朝か子大内記政猪〔侍従四位〕の嫡子之亡父
大内記政猪和州郡山十五万石を領す寛文十一年十月致仕
同十二月於武江卒去以前十五万石之内九万石ハ同姓中務大輔
政長〔異腹弟〕依之政長ハ今まで領来る三万石ニ都合十二万石
領す其嫡流之跡六万石を長子出雲守政利ニ賜ふ父政
猪家督相続せり其子ハ中務大輔政長父を甲斐守政
朝ト云播州姫路十五万石ニて寛永十五年卒去時ニ嫡
子政長初め左内ト申後ニ政長十五歳ニ及ぶ而後兄家
督を譲りたまふ事ハ政猪ニ政長ニ家督を譲り
ことや中務大輔政長の田邊ニ日高左馬之助と云
者あり是を致武附主人政長ニ申によりて此一子安
はる家系ニ書子を以て死去年ニ同姓出雲守政

相應の位年齢と年様なりし中務事は政長大ニ立腹
なり御座内ニ大内記ニ頼み生左様ニ申ニてありし之方
なも能く合点致せハ吾初少々大内記常々好申の
事とも背難ニ依て是より此根元の母から忘れ申さんや
喩家ハ頼といふ迄出雲守を嘉之事存も不存之所
さらに思ひの余り日高并ニ其弟まで召門外村を
後日高を月渭政〔脱名字〕并之助と申者ニ申付討捨ると
の事く并之助宿所ニ伺りけるも日ニ忠ありて罪
なき者を討せん事此家の為ならず事くニ其上日高ハ
中務家ニおゐて無類家老にて　公義にても此様の者
なる事は後此家の為もならすしかも事は添政長の
為大事とて可為し也その外ニ日高兄弟を立返らしめ

夫ゟ後右之助ハ主君の為め先お諫メ候ハ猶更主君の
御意を背き立入切腹いたし候遺書并認置候を切ね
果れ忠之右之助真忠の者之と家中ゟ申合て

一 同年八月廿九日表番町ニおゐて小濱源蔵事杢番の
山濱玄蕃方ニ至り仕掛事有ゟ入對面の上ヘ一言二言ゟや
否小濱山濱を抜打ニ切レ其身ハ山濱所死せしる
依之家来九助合切合源蔵も如く手負兼其家来
九右衛門ニ付而へ連ゟ不進切抜せしる 源蔵
小濱助兵ヘ両親も不進延引兼其源蔵ハ切腹之
其後相の者然也と山寺ゟれ之も書置等も之し相
子不相知右の儀ありし旨ゟ之へ源蔵死骸も山飛
寺へ葬し其後二三年の相子後年發病伝之事云々

貞享元年八月廿八日於殿中稲葉石州の為ニ右之
堀田筑前守大老として權ひ唐大炊の右京の大小
名等侯并ハ不及ゟ縁ニ縁を求ゝ其を乞し
彼筑州ハ命を失し此年を殺の如御ゟ彼源蔵元
来堀田氏之恩ヲ受て近年別して入魂ニ如り日く夜々
越ニ筑州の宅へ参し其弟ゟ名く深刻し
源蔵父子物哀く立身し如縁ニ於て同ゟ定ゟ皇
記々も右石州ハ此度との其色先彼源蔵の指中ハ
右一指気後くまし甚速源蔵ハ動ニ仁如と申せし内ニ
筑州ゟ恵の仕合相息しハ於名子く批判して源蔵
其上も大力壮し其世ニ至し如く深刻せ示ニ彼山濱
此様ゟそしたることて甲へ其ゟ彼之源蔵血気盛り

右様忠勤ニ付右の次第ニ小濱先祖ハ宇多天皇の
後胤佐々木秀義三男佐々木三郎盛綱苗字の後を
孫しる右より後見七代小濱備後三郎高徳後醍醐
天皇御味方之先より十代小濱源兵衛子孫助兵衛正能
正朝長子源兵衛正房と正能ニ会ニ二人あり何連も
子孫ありし由右の一件より其日稼目数を経て源兵衛の
父助左衛門の相役ニ津作平と云人あり同年有りて
番町の寺ニ山虎ニ助市へ出家有る手傳ニ作平の殺於
小濱源兵衛の半左衛門を拾い候由今ニ若者ニ候ハ作平
助兵衛方へ相果せしと右段を深くでは和談ハ源之
助兵衛ニ於源兵衛半左衛門の由右の者内見不仕候弥文を
以御差中ニ差置候ニ付此様見ありし処書面ニてハ無之

今度ニ成日本之神ニも相背者有之候ハゝ小濱太三郎兵衛
申候ニ付相背候命ニ此助ニ而は此度何ら之義ニ候云
申候以上

小濱源兵衛様

川田吉右衛門判

右之通有之候ニ付川田吉右衛門ニ而も此作法ニ付吉右衛門申候ハ
此度一命不審ニ付私所存之事ニ候得ハ京判ハ成程相背判ニ
此儀ハ元手跡ハ私相調不申候ニ付相背の者ニ山虎ニ助手跡ニ
似申候由申候所虎ニ助ニ而も此作法ニ付而見候得共申候所
一筆認候之半右衛門ニ付相認候ハゝ手跡無之事ニ付同筆之先ニ而て
虎之助定而左此作法の上相果候ニ相極り士ニ不似合の仕方
ニて千寿小塚原ニて斬罪ニ仰付候ハ川田ハ申渡之別儀
無之候相右様年の者ニ候ハ先年川田之寺山之座席の

論なく如何ニ青山無理ニ相変し候まゝ青山内ニ振を
合せ居候年大坂御番ニ有りし時も尤ニ領代勤番の処川田
此病気ニて引せ候もの有相当右万福虎之助ニは
孫之助と申もの判問ハ候も余計ニ知をし申候二十後 川田枝
気勤番仕候者ニ付尤ニ江戸へ向ひ申候 右吉継の内 一殺
深ク申候今度の儀青山用のなく右の者先達て伴仙
青山所にて出来候所小姓を何某と申す者ニ申付殺害す文
相済候年候様者へいふ此一刻帰宅のうへ途中ニて相待候
以上申て候年振へ上ケ候と是ハ々と申合候ニ而殺害右の様子
候と申候小姓主に申含候へハ直ニ主人へ参り候て青山工ニ
而て山添を小姓ニ討せ候上後又川田を討て候と述し如何ニ
天罰忽ちに当り候て狂乱ニ及ひ候て青山ハ改易ニ江州

のまゝ山すて信長へ仕其後 御当家へ来仕勤功有し
家柄なり

一 貞享四年下野国烏山弐万石の城主那須与市資
徳領地ハ召上ル実父津軽越中守へ(政)頼之子細ハ其父
那須遠江守資弥妾腹の実子有之福原大蔵資寛
を云後那須与市資徳と改名ス父遠州当城所務めや
津軽越中守信政次男津軽豆州を養子ニ仕候処
那須遠江守死後天和三年五月ニ江戸那須与市資徳
と改貞享四年八月遺領相続も改那須与市ハ
生れニ而おり母方相続し候へハ那須家の血脈
至して一生与市の家来同前ニ而一生を送らん其後
孫の与市 公義へ訴上の出牛次第ニて仕と

同後を宛ノ隣ニ在所を出浪人来り伯父平重丹波守
長政ヘ参向を請ひ歎ける故丹波守起して因之廿一年
訓言上有ける故ハ山従義のうへ互に猶義実子不審書
子を本家ニ返し石高ニ応して継父子不和ニ成り九年前
家督ニ定ム分知とて本領地ニ候も無し那須之のし
右之通に候付実父津軽越中守も尽力に付那須家
平七母子ハ平重丹波守へ返し候那須の先祖ハ大織冠の
末裔関白藤家より六代前右近将守資家卿て下野
国那須郡を領して依て子孫那須を称す其より四代
那須太郎資隆孫子余多くあり一森田二佐久山
三芋淵四福原五蘆田六沢田七沢村八堅田九稗田十千本
十一那須与市宗高何れも子孫繁昌せり十二那須肥

前守資積も右大将頼朝卿代官にて熊野參
詣の時ニ供ニ召ニ付其末ニ至て八代刑部大輔資氏
子武之ヘ至嫡子越後守資之を与へ那須ニ定メ次男刑部
太夫資重を下那須ニ定メ兄弟両家ニ別て千後上
那須ハ資之七代那須孫六郎資嗣ニ至り高一万石
ニて断絶ス下那須ハ代々相続し資重より七代那
須次郎資胤八万石を領し会津の蘆名氏白川の
義親ニ小田郡ニ戦作仕義胤ニ大海ニ戦軍功有り
其子大膳大夫資晴守許宮位昇殿
宮迄守ニ大和ヶ原十八年秀吉公小田原出陣の訓
資晴参上無之依て那須八万石を没収せしめ福原ニ五千石
を給り千後　御当家ニ奉仕修理大夫ニ改める五千石ニ加

壱万石ニ成ル慶長十四年孫兵衛嫡子与市資宗 後和泉守
十一歳ニて家督の処、家光公美濃の伝として領地ニ而
三千石ニ而都合七千石ニ而後又五千石御加恩ニて壱万二千
石ニ成り隠居嫡子与市資重 後備後守 家督せしめ寛永
十九年死去嗣子なく而譜代の家臣等相続の上一族
の内大関と家来ニ相見ニ御老中松平伊豆守
信綱より堀山城守忠利の舎弟相模守をて相続よし
内ミとえ市重え彼臣等七十余人ね合不法ニ而老中
立後云々此上ハ御同譜ニ而追て其臣所存ニて彼臣共
悪徒穿鑿て其後堀山城守殿忠隆と隠居那須蔵人の
壱子ニ相続し一万三千石ニ而内七千石ニ而五千石ニ而
相せしめ此相続ハ将軍家家綱公御母公の楽の

此方の舎弟相模守ハ別して思召ニ上而は小姓ニ而任
付承応四年八月従五位下壱岐守ニ叙任せしめ兼
延宝元年二千俵加恩寛文四年五千石加増完
前の此蔵米も此方ニ成下都合壱万弐千石ニ成福
原ニ而領延宝元年八千石加増都合弐万石ニて福
原より烏山ニ移封仕の処右の仕合く
一 貞享五年戊辰五月 信州水内郡 長沼壱万石領主佐
久間備前守勝親 少丈 領地ニ而丹羽若狭守へ此預り勝親
実ハ秋月佐渡守種信四男ニて万治と云し人也天和三
年壱父備中守勝豊郎へ通壱子ニ而仕付貞享二年
壱父治武相続ニ而仕付同五年奥向小姓ニ而仕付奉る
処病身ニ付違ニ辞退ニ而之ハ御老中御側衆内意

ニて先祖ハ和田ノ後也 此節ニ一族名字ハ織ア
弟政所殿ハ委リ右ん之長病気ニて川口ニ居ル
依て上意を遣皆仕庵病を攝ニ従石唐ニ之出ル
由ニてニ佐治石ノ通リ佐治佐久間先祖ハ鎮守府将
軍平良文五代三浦大助義明四男多々良四郎義
春長男佐久間太郎家村初て房州佐久間の庄を領ス
初ニ小男子無くニ付義明の嫡孫和田小太郎義盛
尉義盛男新左衛門尉朝盛を養子として家督を
譲る其末孫久右衛門盛次信長ニ仕江州甚作の城
ニて討死 嫡子玄蕃允盛政とて大剛の勇士也 天
正年中柴田修理亮勝家ニ与し秀吉の為ニ生害 二男
久右衛門尉安次 初ハ保田若狭守養子と成り 保田

久太郎と号ス 天正の比秀吉公ニ仕 佐久間ニ改 御当家ニ而
御相伴の列ニ被加 従五位下ニ叙 備中守と改 二男母
方の叔父柴田勝家養子と成 柴田三左衛門と云 摂州賤ケ嶽
合戦討死其後三左衛門勝重 御当家ニ而出子孫御
旗本ニ有リ 四男佐久間源六郎勝之 佐々内蔵助成
政養子と成リ 秀吉公ニ奉仕其後佐久間ニ改 慶
長五年ニ而 御当家ニ奉仕 御相伴の列ニ被加 従五位
下ニ叙 大膳亮と号 信州 江州 常州の内にて一万八千
石の領主也 右の内五千石ハ嫡子因幡守勝年の料ニ譲
年 嫡子源六郎勝豊まて相続 然ル所 正保三年 勝豊
無嗣子領地ニ而五千石之家督ハ二男兵八勝為相続
し其子権助勝豊 後備中守 安房守 譲 勝豊家督の後

壱万三千石之内三千石備前守佐久間長助ヘ被分之
勲功の後病身ニ付秋月若州の末子を養子ニ
せし也右の佐久間ハ安次二男備中守安次致養
長五年より御相伴衆ニ列シ加元和二年信州飯山
城三万石ニ而被移子民部少輔大坂御陣天王寺表ニて
高名あり天和二年ニ父ニ先達て死去依之次男日向守
安長家督相続子ニ之五郎備長寛永九年ニ
早世ニて家督同十五年九歳ニて死去飯山三万石之家
上断絶之
大猷院殿之ニ男兼人備前守ハ弟下源四郎備後守ヘ
二年ニ十月　家光将軍浅草通御成ニ付同安房
守捧之安堵下ニて拝領其後再補致ニ付還御の

後ニ金銀のうへ江戸出御旗本ニ勤仕致ニ天和二年
八月出奔致其子細ハ不知依之其ヘ配流ニ付其子
四郎左衛門四郎五郎六之助松平桐換守ニ預り次男
四郎次郎ハ因幡守長門守養子ニ成遺跡相続番組
勤ル処実父配流ニ付領地三千石之内亀井能登
守へ相預ヶ其後元禄二年改易御免赦旨依之ニ而出羽
佐久間の家断絶の事先祖の積悪ニ不忘義也
し事ともよし
一　貞享五年戊辰七月常州小栗壱万三千石の領主堀田
対馬守正英初号三郎病死ニ付二男小十郎ヘ三千石三男大
助ヘ弐千石亡父依願ニ而分知残る跡目嫡子左衛門
両親ヘハ何の沙汰も無之跡目大炊因幡守下総

守正仲ハ不行跡ニ付浪人ニ成候子細ハ段々有之候ニ不
亡父對馬守死去之節遺言之節書有之別而
上聞ニ而二男三男への分知の儀を相願嫡子ニ依而
譲り度旨申上候處右願之通ニ仰付候ハ其嫡子の強判し
對馬守何之筋有之ても不書事や又嫡子の願ハ承引不
不及との儀ニて不書候故右之趣ハ　上ニも計らは仕方有
なり右別ハ無是非家督と成り総別ニ相成事有り
総別ニ相続致し嫡子無之ニ付而も貴子能成も無之事
無の儀而被仰付候ニ付而も無之候ヘ共是ハ急度可遠
こなる者頼之年ニハ二万石ニ而相続之ニ依て右別も相続之者
前ニ成り候ハ相對馬守か如き者の正嫡の二男ニ而跡式
守正信（上野介 加賀）の弟ハ父如き者の　大猷院様江不料之とて

少禄を以て御加増被下今十二万八千石下総國佐倉の
城主ニ被仰付従四位侍従ニ被任候し勤功有り
将軍家光卿の御四十六歳ニて殉死ニ依て跡式
を遺ニ被下十一万石下総國佐倉城堀田上野介正信一
万石堀田久太郎正俊（後筑前守）五千石堀田虎之助正英（後對馬守）之
千石堀田内藏允正（後備前守 民之助）右之通兄弟四人へ被下之候
并ニ對馬守義延宝四年大番頭ニ被仰付同八年三千石
御加増　徳松君へ御附ニ天和三年九月西ノ御丸
若年寄ニ被仰付而千石被加増被下今壱万三千石ニて勤
仕の後死去し
一
（千五百石 御小姓組）元禄二年己巳見茂兵衛（七百石御持筒頭 元方役）と浅野伊予守
宮部と衣見浅野を討其弟見ハ斬罪ニ被仰付

子細ハ元来浅尾ハ義秀か妹聟ニて浅尾か先年
故有りて阿部對馬守殿へ少禄ニ而召抱られ内室ハ先の
蔵之濟方へ江門御役人伊与守殿の家来諸道具も
内室の方へ送りて後元禄元年の頃伊与守殿へ記
相返し先方より御頼ニ依て伊与守殿へ帰り先の
蔵之濟方へ引業内せしまゝニ帯席と遠ひ若而
府姦へ通し千後義秀か出合對面之浅尾不審有らん
其意の挨拶にて先の出来事を説し御内室へ對面て
可被と有し時ニ義秀か怒りたる顔色にて今日ハ
難く不快之故ニ折節夏ニ居て罷在る而其對面不能と
断りし再先ニ其ニ任せしまゝ御家中諸所具帰りく候者
度とて浅尾帯帰らハ義秀か其儘にも　逆懇し不快の挨拶也

浅尾いよいよ不審存し官而ニ渡りたる後ニ書通
日々不絶ニ及ひ候へとも不相合の返答までにて一系一度
も不對面致し通日數押移り帯気絶角相調ひを
し居今日迄及無結有之を不快と見て家来共ニ
召連義秀か宅へ行系對面のうへ口論ニ及ひ互ニ抜合と
切結ひ帯出は義秀か家来共主人を助け終ニ浅尾を
切殺し殺せし義秀不快の行を思ひ不浅尾書き
義秀か妻の妹なりしか兄等察し過し刹惜ひと思ひ
元来義秀か所業人にて悪所通ひ或ハ流子を抱へ其と
多く不相意の振舞在る内儀か困窮し浅尾の家禄
と貢掛遊楽の用ニ致し帯気此時ニ至り浅共ニ右の
不快の次第ニ至りける依て遂に御公儀の上御公沙汰

不義なる人物の振舞ニ至り困窮して乞食の体ニて
斬罪ニ仰付らる
一 同年武州岩槻弐万石領主若狭守重政領地被
召上松平越中守定重ニ加領之 是ハ右の岩槻城主之祖ハ鎮
錫之伯父不承存申也ニ仰付而る也之岩槻城主之祖ハ鎮
守府将軍平良兼の末孫江戸次郎 太郎二男小次郎
氏重初て武州岩槻ニ居住し称号を改て 小
條家ニ奉仕武功有り中興の祖岩槻太郎左衛門重
小田原没落之後 御当家関東御入国之砌初て召出
され堺の政所ニ仰付 数年勤功ニ子太郎左衛門重恒
千二百石領し御旗本ニ奉仕ニ年久しく重恒ニ年
人重政ニ至る迄家之ニ妹浅野伊予守妻となれ

太郎左衛門重恒嫡子若狭守重政初め太郎左衛門と云 実ハ
石谷長門守武清か二男也 寛文十二年嫡父の家督相
続ニ而後御書院番頭ニ而後御側の列ニ被仰付貞享
三年壱万石加増合二万石ニて於是備後守と成 同役ニ
而私勤方ニ被仰付勤仕の処 伯父前之儀不承知ニて太田の
通ニ被仰付之 重政松平越中守の妻訴 紀州案内へ
ニ申義露顕ニ付 九而其故ニ依テ 以不祥振舞別て御気向
の障ニも不相叶 殊ニ発見ニ付て松平越中守ニも
言上ニ及ひ 御身ニ命幸を止られ同意ニて 職ヲ
飢死せしむる也 人元来強論の大悪人ニて 無益の生数を
害ニ掛り 是ニ足ら入出し 然ニ其身せられ之先
年 清家の秋田淡路守の家来某与兵衛と云者の体

七才ニ成り本より少く病身ニ付葉喰の為驚をとられん
とて小者ニ申付此夫ニて候ひしに此者兎を追ひ飛ける
滝家の若様と申ける御覧ありて若州其を見付
不逆ありし上本意は深く此実義ニて半年く成り
先其ニて父子共主人沢瀬殿ニ此旨を慎父子共ニ斬罪
せらる又自分の家来聊にも部し首数を一足殺し
たる故免し叶はず切腹に申付けり加様の事とも
多かりしかば積悪忽ニ身ニ報ひて滅亡せしとかや

一 元禄五年壬申五月濃州郡上山田庄八幡城主四千石の
領主遠藤若松常久事世ニ有しかば此地ニ滅ぶ遠藤の先祖は
千葉ニて常兼より十三代東下野守常縁初めて美濃
郡上三箇但をまかせ三代東下野守常慶男子なく

一女子有り依て遠藤新左衛門胤好の子盛数を婿養子
として家督を譲る盛数後ニ遠藤六郎盛数と云
是又嗣子なし由て遠藤新左衛門胤縁をもて家督とし其子
遠藤小八郎胤重秀吉公ニ従ひ軍功有り就ても病死
其子遠藤右馬助慶隆　御当家ニ奉仕数度戦功を
依て慶長五年八月郡上一円ニ二万七千石余下され同
九年従四位下叙但馬守ニ改其子慶利其子常長
子備前守常友是ハ慶隆内室の妹聟三木左近大夫
の長子也常友の子右京亮常春其子若松常久ニて
若年ニして遺領相続八歳ニして死去依て父常春の
従弟戸田淡路守氏成二男源正(?)を以名跡ニ信斯の沈(?)ニ
一万石常陸下野の内ニおいて下さる後但馬守胤親と改相続

一元禄五年壬申七月奥州白川城十五万石の主松平下
総守忠弘従四位少将在城之内五万石を減閉門ニ仰付
出羽国山形へ所替ニ仰付ハ忠弘元来不利根にして政
事ニ不諳く家臣等へ任せ置家中之者共奥方具
負贔屓様ニ分レ二ツ三ツニ別れ捨合家中不行届ニ付
付ると先年松平宮内少輔忠尚を養子として其ニ
其後家中者元忠弘内室と宮内少輔と不和にて其後会井
松平主税忠明の長子左衛門忠雄（初称清照）家中之者共学従ひ
家中不和を家督として其下総守従四位少将ニ
任し忠弘の父下総守忠明従四位少将ニ成ル元ハ三州長沢
の松平上野介康忠の子孫七郎康直の養孫と云ふ
奥平美作守信昌四男にて　家康公御外孫なり

御養子と成り松平氏を賜ハる文禄元年　秀忠公の御
一字拝領忠明と改ム（初清匡）上州小幡ニおゐて食禄を賜り
其後三州作手領を賜ハる慶長十五年勢州亀
山城五万石元和元年十二月大坂御城代ニ仰付られ五万石
を加増合十万石ニ被仰付同五年御城代辞退二万石
を加増和州郡山城ニ移ル寛永十六年三万石加増合十五万石
ニて播州姫路城ニ移る正保元年四月卒去子息下総
守忠弘（初名松九）正保元年六月遺領相続慶安元年姫路
より羽州山形へ移る寛文八年野州宇都宮ニ移る天和元年
奥州白川ニ移る猶此城少知ニて羽州山形ニ移る元
禄六年源左衛門紀伊守と改家督下総守忠雄相続
其後備後福山へ所替なり

一元禄五年壬申十二月御書院番保々長左衛門廣之三百
俵追放其子源之丞一切従以召抱長左衛門元来大河
内食召抱之其子源之丞も同前其外家内の貴多
かり有之者共借金追日不如意ニ成り町人共も借金
金子ニ付中ニも浅草矢倉の米屋ニ借金有之
返済之ニ付者共申分候保々家へ出入致候故金子の
無之者へ以為金子の義ハ難成候て二千両余入して
保々氏借用の処約束の日限ニ到り返済之の儀
延引ニ付て度々申入ニ及ひ其返済延ニ付御詮
以ニ付保々氏へ甚退屈して其上て致候と思案し
其内大家子息源之丞へ右ニ付ての縁組相談仕候
年貯して金子勿論ニ而此家札も相添

有之候の約束にて早速御手料借元大工等入之ニ而手
作事出来の時分右の保々屋出候而外金子の事ニ付
申出り有之り則長九郎出会申候ハ久米対面せ候而
申て返済ならぬ挨拶せし所右保々屋金子の事申出し
有之ハ又例の通り存之由申達候て返済成候様子ニ
無之候保々屋も色々申候へ共惟元して何分長源之丞ニ
惟元の挨拶ニ出し其上保々屋腹立を致源之丞ニ
切り手を負せ何とも成らず追出候源之丞も落命
致候而家来共も追々逐電致其元ゟ不知候故
有之候其後の上ニ右保々屋方へ入込し　当日の
様子申ニ付其後ハ妻子共手代等ニ至迄相違無
之候段ニ而不届ニ付一切申付てその上ニ而其付届

下知之推量し而述　公義ヘ弘中常ゟ此保々氏の
臥松平近江守信周ニ於て長左衛門を以当家振子孫
ら亀井右京亮細川ニ於て其外ニ於ても巨細の
拵子ニ於ハ仕合宜敷後年ニ於り押く安念の為此上
ハ内徳の訓不相成して御当年ヘ江戸差上候保之進
初後長左衛門遺領ニ而村保々先祖ハ吉良氏の別レ也
元和の比保々長左衛門別当と号し　御当家ヘ奉仕セ
子孫見る定広　大猷院様御小性之後花畑番ニ相
勤しるニ大男左九郎ニ而其子ニ而弟保之進を者
子ふし家督を譲り後長左衛門と改名の仕合之
一元禄六年野州芳賀二郡常州河内郡合一万石
御免　西郷越中守清員　初御側小性御免ニ而後御小姓並　御役中分ニ相成之

上千石ニ而仕村ゟ仕候ニ付清員実ハ大村因幡守純長の
四男也其父を若狭守といふ若狭守ハ後ニ左衛門を以
まて右衛門ニ息男因幡守二男頼之西郷先祖ハ渾正左衛門正
守三州西郷ヘ住人而播子渾正左衛門正勝初め駿州の今
川家の幕下ニ而子孫の初ニ也　御当家ヘ奉仕
其子孫七郎元正ハ遠州ニ文年松ニ而討死ニ付而其紀
伊守ゟ為ニ討死其次男渾正左衛門清員　初弾正後左衛門作　此事
其父兄の讐仇を報んとせし者
関治左ニ加勢其子を清員大ニ力を得　採之て攻ける
中ヘ紀伊守紀伊守秦長ら陣を折破り紀伊守を打取候
家康公ヘ事勤を遂　義父正勝遺領を継ニ従村名
ニ仕ニ而清員年老ニ付兄正元ゟ細少の一子ニ而為ニ無領の

前因之所波不ニ仕付下者之御人仕候之ハ私陣代仕候者
中ニ付テ 家康公御感ノ上右衛門尉通ニ付御諱
書下され永禄九年三州一ノ宮城主ニ百町信濃守は
今川氏真ト攻ル時 家康公岩津より御出馬ニ付候ては
此時敵の方大泉助次郎を討取手柄ノ軍功抜群
小栗又御書被遣されは於参州毎年御感状の其
佐右衛門の一番西郷家長衛門ニ有之清貞
嫡子孫九郎家貞(後改正左衛門改)ト云若年より 家康公奉
仕元亀元年味方ヶ原合戦十七歳ニて初陣疵を蒙る
天正二年遠州諏訪家末山城高天神城同三年三州
長篠合戦の御供手柄戦功あり同六年より駿遠
城番相勤候以後代々同十八年小田原御陣の

共供奉ニ此時も於参州西郷ニ住ス関東御入国の上ニて
下総の内ニて弐千石余被下慶長二年死去其妻ハ西
郷の女と云 家康公ニ奉仕天正七年於浜松城
秀忠公御誕生同十七年母死去宝台院一品夫人於愛
貞寿大姉と謚を是則駿府宝台院(後芳誉院と改)龍泉
寺の開基也寺領三百石浄土宗也家貞嫡子孫九郎
忠貞(右京後号)ト云六才の時 家康公 秀忠公を奉拝於
御前元服 秀忠公の御一字拝領す慶長二年
十六歳ニて父の遺跡相続関ヶ原御陣ニも供奉
其後於和州城番相勤同六年死去嗣子なし舎弟
孫三郎正貞(右京後号)依命兄の遺領一万石相続其子
嫡子孫六郎延貞(右京後号)寛永元年十二歳ニて初メて

秀忠公　家光公ニ奉拝、同十六年父の遺跡相続、元
禄三年隠居、長子越中守治貞家督譲りて弟与
隠居の後不行跡にて治貞へ御預、下野国上村へ
蟄居せしむ

一　元禄六年癸酉十二月下総国古川城八万石の主松平日
向守忠之領地を召上らる、右名跡として三州の伯父中奥
元祖左四郎利長之子伊豆守信一之子若狭守信吉
之子日向守信之従四位侍従長子山城守信通の孫之貞享二
年遺跡相続し、父遺言通り九万石の内和州葛城
にて舎弟次郎四郎へ分与せしむ、元来忠之立派をなし
候迄何れも歩行着用を忘れ長羽織を着せ大手を
広け奴僕も同しく手を振り歩行し、前々往来の者に

之を見ることを好む、扨又江戸へ書を以て治定しぬ、家臣等
是を諫むれども用ひす、無拝我儘の有人なりし
か浅草観音別当伝法院と無拝入魂なり、主は
平後悪所出入りしに通ひけれは支度而ヨし毎度論も
行衛しまは右家臣等捨く即て三坊主
出く取りぬ、ま御老中戸田山城守へ内談せしめ
城州方へ忠之を招き見るへし、却処帰宅の上舎
可有せしや髪を切り押切り、家臣共
大不ことに一統中へも内にて知せ申所相続
其かとも元隠居の後、老中へ訴達、上聞の
治小成り領地を召上られ新規に二万石弟次郎四郎へ
弟来し一万石を都合三万石に成り相続せしめたり

一元禄六年癸酉十二月備中松山五万石の領主水谷
出羽守勝美於江戸病死無嗣子ニ付水谷弥七郎長
男源助を養子ニ致候ニ付願之通ニ被仰付家中も
案堵の思ひを成しける処無程疱瘡ニ而源助死去
依之羽州の実弟ニ而主水宜家督ニ相続候様
之処前後の所存有之候ニ付右主水へ新ニ三千石
下され水谷主水と改帯刀の列ニ御仕立有ける此主水ハ
出羽守勝美ニ而右京亮勝宗妾腹の実子なり
幼少の内母子共ニ家中ニ而左次兵衛預ニて育者の
養子ニ致せり羽州不幸の砌迄ニ養子ニて定る処ニ一門
家老ニ水谷左京亮と云者元来多欲ニして身の
栄花を極メ大奢侈ニ成者なり事迄は家中迄も

主水を養子ニ而相続為致し事ニ寄てハ権中を逞ら
しき主水家督を相続せハ彼者父左次兵衛権威ニ
成り我勢ハ衰へ我役も如何あらん事と思案し一人の
娘有しを主水ニ嫁娶せしハ今度養子ニて取よし
左次兵衛内々申入有けるに左次兵衛請合て加源七を
長子源助幼少なるを養子ニ相願ひ相済る処ニ右の
不仕合之其後主水を家督ニ相願ひ相違なき落
の義右　公儀不相済左京亮つも終ニ断罪せし
迄有之水谷先祖ハ平貞盛二男陸奥守繁盛
子孫別通称て奥州岩城ニ居住せ依て苗名とそ
申来岩城中三郎隆安男隆重岩城郡内水谷
村ニ住せ依て水谷孫三郎隆重と号ス其末孫

結城家ニ從ひ来り参河守殿へ奉仕ス其後一家人ニ
成ル伊賀守勝隆と云ふ者りて奥州御進発の砌
常州鍋掛山ニ在りて水戸を押へ大坂御陣の節も
於彼地首級討取ル寛永十六年備中松山城ニ移ル
其子右京亮勝宗 初名主計 其子出羽守 初名太千代 勝美之節水
谷嫡家断絶ス

一 元禄七年甲戌十二月寄今の列五万石領ス内藤勝之助
信盛ありて病死跡断絶ス実ハ奥州棚倉の城
主因幡守弌信妾腹の末子也先祖ハ元祖内
藤三左衛門信成次男ニて主税助信広と云大番頭勤
ム其後大坂定番ニ任ス一万石御加増有都合一万石
領ス称号ハ椎名七右衛門と云寧人を大猷院様御側衆

岩田淡路守と申人へ預ケ節右衛門加増ニて与力入用の
砌右衛門と云者を召抱ル処ニ椎名彼切支丹宗門ニ行し
無之候追て及露顕内藤石見守へ御預ケニ仕江戸ニ加
増地ニ付之上改易ニ成深谷門江ニ付其節五千石ニて寄合
列ニ被仰付ニ子伊勢守信光家督相続信光子三
人有り長子式信ハ本家信良の養子ニ成り二男右十
郎信晴家督相続の処年六才ニて病死嗣子無し
依て弟三郎信之を養子ニ致し家督相続是又五才
ニて病死嗣子無キニ付テ本家伊勢守式信の子を
養子ニ致し家督相続の処右の仕合之

一 元禄七年甲戌十二月大和国宇多郡二万八千石余の領主
織田伊豆守信武 四品 初名藤九 后右近 乱心ニ付領地ニ被召上嫡子

伊予守信恒后薩摩守ハ丹波国柏原ニ而二万石を領し臣
細の拾子ハ知行を追て増も其色の表尭臣生駒三
左衛門と申者諸士を申了好ニ保定守ニ在役せしも
落手を負ひ従はれ左衛門家中大ニ騒き申ニ付右不及是
非一越中相続のミ人及言上申ニ付右通りに仰付られ
之なり織田ハ平姓ニ而桓武天皇の後胤平相国
清盛長子小松内府重盛ニ十伍男越前ニ伍資
盛の末孫之資盛の妾懐妊せり資盛西海ニ没
せるの後彼妾江州津田の領主ニ嫁して一男子を
産む夫ゟ十八代織田備後守信秀二男右大臣信長
公之御新波右大臣殿義近ニ属し軍功を揚る
後於京都本能寺明智光秀か為ニ父子共ニ自害之

義近ハ牢浪の節尾州津川ニ旅宿せし依之子孫津
川と称号之及信長公の二男内大臣信雄之男出羽
守高長ニ嫡男山城守長頼ニ男伊豆守信氏有り
右通訳ひ而領地を減しらる

一 元禄八年乙亥越前国丸岡城四万三千石余の領主本
多飛騨守重益其嫡子主計重條父子共ニ評定
所ニおゐて領知を召上け以後ハ信濃越州ハ松平壱岐
守中務へ出張之節ハ近年越州所領不宜ニ付て家
中者共の争ひ出来剰士官等争論の事有り
此義一藩の騒く相報し色々申立て内紀ニて不事候
達上聞ニ而右之通り仰付らる此先祖ハ元祖本多作
左衛門ニ而三州大平村の産ニ而　清康君

廣忠君ニ奉仕　家康公御七歳の時より奉仕
於三州一向宗一揆の節も一向宗ニ染り指出候を
差もつて一揆とも数多討死なる者も有之附尾張番
之三河者と大戦ひ公御年有之故信長公日記ニて野方
より侍一人討出し火サイを取との振との事ニて三州
より名代として右作左衛門を出し伊賀八幡ニおゐて神前ニ
火サイを取候ニ付味方ヶ原合戦の刻　敵ニ馬を射
させ歩立ニ成候処を敵一騎駆来りしを来ル敵へ組付
首を取又馬ニ乗り浜松の御城へ駆来る所より
前信長公御出馬の由注進し前御出馬中へ弱迫し
信長を御城へ見のる天正三年長篠合戦の時敵七
騎と戦ひ一人組討し首を取猶ル敵と戦ひ左の目

を切候始ヶ度七ヶ所手を負候ニ付家来かつけて又首二つ
取り同九年遠州高天神攻の時一方の攻口ニ付昇
首十八生捕十人を取り又伊豆国並ニ山城押ニ付昇ル
時小田原勢出る所を切崩し首二十余討捕より尾州
長久手合戦の時星崎の城を守る同蟹江城攻ニ付御
先手ニて守る所ナリ同十三年秀吉公より所望ニ依
候ニ付石川伯耆守子孫千代ニ作左衛門子仙千代を人
質ニ差遣ス候処和睦相整の節諸人何不可く同十
三年石川伯耆守三州を立退候所岡崎の城へ下向き
仁相作候後有之し作左衛門守りて居候ハ城を預り討死
可仕旨ニて被下候時　上意ニ於て作左衛門分外ニ要し
之の　上意ヲて下り候ニ付御出候節御仙千代中より剣無二の

忠吉御蔵入の節は御蔵坊主は作兵衛年寄也
嫡子仙千代ハ丹下と改ル後ニ作下丹下ハ山田弥助
傾ハ之を侍弐百人足軽同十八年秀吉公より知行
作兵衛ハ先年人質ニ大坂より召下し被上置候ニ付
兄弟ニ加茂守江戸中へ参候出仕不仕候ニ付弟の事く
家老ニ江戸ニ被成候処世間の儀ニ付江戸ニ居る之間其事有り
之候　家康公上意にて上総国小原にて二千石被下
也於江戸千石扶持被下　右の外数度の事御忠勤不
て御斗嫡子市之丞ハ源吾（初仙千代後丹下）　家康公　秀忠公
家光公ニ奉仕山田原陣関ケ原御陣御旗本ニ而御供
仕ル慶長十八年四万石（越前丸岡）ニ而拝領　越前の仕置被仕
候ニ付而　越前宰相殿家中ニ而在大坂陣の節

先手天王寺表ニて大ケ成る石打り甲冑の鍬を胴の
を浮き小鉄砲中ル創甲御預ケ置　両上様御蔵
に成候山田羽織等拝領ニ而其後天王寺表へ敵
陣ニ一番ニ乗込武者二騎馬上を切て落し真田
手の敵の首二百七十三討捕追手門先の鍬をかけ
被り乗込候付鍬かけとて付ル本城門と乗込火をかけ
申ル其後　両上様二條御城ニ於而　敵の様子火
をかけ候刻限など逐一申上候時首実ニ申上候ハ
御推量ニ相違無之御感被遊候其後御前ニ而直ニ諸
大夫ニ被仰付御脇指拝領ス　越前西尾の時
秀忠公より御加増下され都合四万六千三百石ニて御旗
本ニ帰参ス千子浅路守養子元浅路守 作兵衛

一 土手組浪士重益之
元禄九年丙子正月御書院番頭高力伊予守千石 組之 の
宿所四谷御門外ニ組大番 五百石 組与力の上
屋敷の前ニ於而高力家ハ大番抜打ニ切殺高力
と抜合と申者有之其外ニ召之大番ハ高力近習
の侍大沢次郎八と云者討留り其ハ当時之弥と云
者不知抱とも大番先達る嗣子無之ニ付家督
郎ひ申ハ不高力ニ当時不残ニ而や数日押移申候ニ
得縦ニ及ふ無之候ハ不残ニ付大番の者共今日支候ニ
而も申ると存の仕合之由御判せり此高力ハ
家康公之御時其の御家老高力与右衛門せし
人の末之祖父も高力摂津守と云忠房其子し肥

前国嶋原城四万石の主也彼附家老善山本市と云浪士
いふ者摂州の覚小姓小川平兵衛と云者ニ何とやら不
し書を通し申ニ付此後及露顕摂州大ニ怒り其
市之浪士を詮議ニ押込置小姓も平門中ニ付置其後
彼市之浪士を引出し摂州見物ニ而耳鼻を切手の
指を一日ニ一本宛切足の指も存の通りニ而して
次日ニ手足指不残切落し其後斬罪せさせし
是之由御承知其以後ニ而岩波迷惑ニ
付其後摂気之事先免可申しと左近大夫
高長ハ其身不行跡ニ付而奥州仙台へ此節其子
伊予守常長も出羽国鶴ヶ岡へ此節之高長後其後
常長を之ニ天和年中御目見二千俵ニ而其後

加増三千石御書院番頭ニ任し御徒ニ至る右の
仕合ニ至る先祖父の積悪ありて子の代ニ流し孫
ニ又横死ス大学先祖ハ藤原氏ニて大炊右衛門忠
勝と云 清康公 広忠公及ひ 家康公ニ奉仕し度々
戦功あり其子助十郎忠次尾州石ケ瀬ニて討死
長子忠右衛門忠政長篠合戦軍功あり二男弥吉
郎忠俊御先手尾州城討死其子忠四郎忠行大坂ニて
戦死ス其養子忠四郎忠種実ハ忠右衛門忠政の孫ニて
忠右衛門忠代の子也忠種の子忠四郎二男右衛門
右衛門跡ハ既ニ出生ニ付断絶せり高力ハ此縁の事
嗣子無く右常長の嫡河内中納言秀信ヲ家督し
其女永井信濃守尚庸の次男永井刑部少輔尚附ニ嫁遣

其次男永井千緒を家督ニ願ひ通ニ仰付らる乃年人
清洲之後帝鑑列ニ而仰付らる流も河常長の女嫁し

一 元禄九年丙子十月但州出石城四万五千石の主小出久千
代早世ニ付断絶也小出先祖ハ土岐諸後守ニ大見
四郎家光（大見土岐と云土岐ハ藤原姓にて大織冠苗裔ニ其ヶ所為宗と云也 其ヶ所の土と屋郷の名とを合せて土岐と名付るよし）
其子二人あり一男大見平次宗秀次男土岐次郎宗俊是
小出の祖也宗俊ゟ末孫小出五郎左衛門政重と云尾州中村ニ
小出村ニ来り住ス其男播磨守秀政其子信濃守吉政之
秀吉公ニ奉仕播州龍野城三万石領其子後但馬出石
城五万石領ス其子右京亮吉英（後大和守）家督ス其
子修理大夫吉重代ニ五万石之内五千石を兄弟ニ三
人ニ分知自ら四万五千石領せり其子備前守英安

天子大和守英益ニ十三歳播磨守英長実ハ小
出主殿英信の二男也英益逝去之節養子ニ成ル父主
殿死去ニ付先規英利家督の節父遺言の通り二千
石ハ内弐百石分知ニ仕候御領本ニ相仕の処本家小出
大和守英益死去嗣子無之ニ付家督相続
同七年死去家督ハ千代菊幼少ニ付右の仕合之

一 元禄九年丙子四月泉州陶器壱万三百石の主小出重興
死去嗣子無之ニ付弟小出主計重守を養子ニ致し家
督相続の願書奉行同六月十二日家督の御礼ニ上
候の処先日より病気之處危篤ニ相成候ニ付
其日ニ死去之今年十五歳依之跡式断絶ニ付三男
主計重守家督播磨守英長へ願出取計有之節

仕置家来子ニ云ル故ニ会津大溝主三年を養子ニ致し
家督之せし節七男大溝主有宗初名又三郎ニ子大溝主有
重初名三次郎を子ニ云善次重興養子ニ鏡八云郎重守之

一 元禄九年丙子四月作州津山分知二万石の主森伯耆
守長武初名長基病気ニ付養子の儀御主殿守房と取の
通りニ仕候ニ付同六月長武死去之同七月森対馬守長俊
関大学長治養家ニテ夜を許定所へ御届伯耆守養
子ニ生し内不届之義有之ニ付跡式相続養子を主殿
義ハ同姓美作守長成へ相願知行の儀他二万石ハ美作守へ
相返ニ付伯耆守本家森大内記長継従四位侍従
二男ニて美作守忠継死去の節内孫子万屋ケ
長成後伊豆初名小男ニ付長武後見し大小を預り仕置ニ付

弟主は私曲ありて寵臣の児小姓上り横山刑部左衛門と云
家老と心を合せ古者侍を拉ノ家中御為を減し百
姓共は除く知納也是ハ当弐万余の家督を譲し内も又
自分ヶ年前に返上候之家中并百姓困窮し既に
江戸表にて三伯と唱評判せり 松平伯耆守 井上伯耆守 戸田伯耆守 能ともに
伯父の仕当左世に非月日を送り当弐万余の十七歳ニ
成し者弟右旧臣等勧ふ殿の弟も不妨此年貞
享三年丙寅正月家督を長成ニ譲り其身長成領
分之内二万石分知にて勤仕せしが其後伯別ニ無理非道
の事共多く伯父錫不快にて義絶ニ及び其後病死
其後右の仕合に又本家美作守長成 従四位侍従 美作津山十八
万石余の主勤仕の処元禄十年丁丑四月より重病之依之

合弟関式部其前に有之を養子の願有之其身ハ服ニ
六月死去之依之関式部急キ出府せしめ処ニ東海道
伊勢国桑名の宿にて俄に乱心し近習の者へ切付
疵を付ける故桑名へ逗留ニ依及言上候之同年八月
江戸表に至る通

森美作守跡目式部儀於道中病気ニ付美作国被
召上候由

新知二万石 備中於原 森 内記長継 美作守長成伯父之
壱万五千石 播州三月 森 對馬守長俊 長継二男 長成伯父
二万石 地方ニ而未九日渡之 関 大蔵 長原
千五百石 森 主刀長直

右之通ニ被仰付長継今年八十八歳再領地相願孫家督相立之

先祖森右近太夫忠政慶長八年ニ作州一国十八万六千
石余拝領従三位中将ニ叙任其男右近太夫忠広嫡
大内記長継（実関民部次男）長継多年勤労の義備中守長
武ニ家督を譲り其後長武備前守長成家督忠
政ニ至長継まて五代都合九十五年ニて内記長継
老の上ニ新知弐万石頂戴之猶先家督ニ而后末子長俊備中守
元禄七年ニ至り御蔵米弐百俵其後又弐百俵勤仕の
而家督ニ者取内十二年内記遺領相続従五位下叙
和泉守ニ被勤仕し

一 元禄十一年戊寅四月御殿ニ作之三郎成澄（改名）秋山十右衛門
殴ニ候も御留守居衆之内そ乗ニ無他筆者逢候しら
不意の事候て其利果ハ子細ハ去ル二月十八日 将軍家

於て尾張中納言綱誠卿へ御成其砌黄門の御息女松
姫君ニ者 将軍家御養女ニ被仰出加賀綱紀の嫡
松平猶次郎利幹方へ御縁組被仰 姫君御年九ツニ而入
前ニ相極る加賀の家老当表尾張内よりも御指添
作之氏尚書ニ当り居ハ秋山作之三郎ハ我等
義前ニも尾州へ所存ハ何の尚書も尾ニ申り候
遣ニ来り度之而其支配不作之三郎ハ右之段申我共
ヒ来り尾州へ出入不申ハ今度其ニ相当致候得共
返答之秋山再三所望致しても作之三郎承引して尾
州屋敷へ罷出候秋山立腹し及悪言作之三郎今
度返答を勤難成候由大和辻を致入而様子見候て拵
三郎ハ作之三郎ニ候ニ不似合悪口人前ニ而て恥辱

を主へ堪忍致し難き之書面を認め是非を修メ伯二人ともに
三人召連 秋山か屋敷へ（西ノ保小仲正午）至り玄関へ上り案内を乞尋
面のうへ一二言言いかわし 秋山を掻抱キ二切付ける家内大さわぎに
驚き出騒動之内右者働ニ切手負ひ働き深手を
負ながら家来を浦茂ㇾ秋山を切伏る（九ツ半） 因家来
三浦狭左衛門ニ無二無三ニ切廻る 此後主人右之介を介抱し
秋山屋敷を出 近所の松居甚之介屋敷へ参り主従
とも切ける右甚之介方にて皆切腹 右の始末お達
御老中へ公儀より之御使ニて見分等相済 右之
介ハ四十九歳にて狭之介 浦茂衛も無程死 大
右之介嫡子右衛門未若年お目見え以前ニ付追放付
始末ようやくとし 秋山者嫡子右衛門実ハ三友宅ヱ縁ニ継的方

成りし父の家禄ニ不被下今ニ納戸ニ候毛被仰付候趣の
御取ハ御序ニて退散之外無之故ニ候事の言を以 又
人の身を亡ス事一ト慎事なし

一 元禄十一年戊寅四月 備後国福山城十万千石の主水野
松之丞先ニ家督ニて早世右領地召上ケ弟ハ美作守継家
嫡孫の実子ニて継家去年八月病死ニ付跡式之儀
附今年出府の処右の仕合なり依之水野備前守継
右実子数馬継家へ新知弐万石被下水野先祖者
清和源氏八幡冠者重実（寺号院朝ニ仕） 四代水野又三郎重
満初て尾州水野邑ニ居住依而水野を以称号トせし
夫より系統水野下野守信政元祖嫡男右衛門大夫忠政ニ至
なり 家康公御母公伝通院殿の御父なり 忠政二男

秘蔵ある忠重（初名孫平 五郎左衛門）度々軍功あり慶長六年 三州
池鯉鮒の辺にて石田并八郎か為に殺
さるゝ其男六兵衛後改（後日向守）家督相続（大和郡山六万石 後備後福山十万石一代の）
（武功家譜に見へたり）其男美作守勝重其男日向守勝貞其男美作
守勝成其男松元勝成之数馬勝長後隠岐守と改
其ハ美作守勝重二男出雲守勝貞其三男備前守勝
直の男なり

一
元禄十一年（丙寅）豊前国仲津城八万石の主小笠原修理
大夫長胤（初名六郎）領地を召上同姓右近将監忠雄ニ被預今度
宗内（後信濃守）長円へ新知四万石を賜ふ子細ハ長胤運く不行
跡有之旧臣等数々諫言をいれハ却て是を憂く退ヶ奸
侫の臣を傍に集て身持いよく不正に依て士臣多く仰

彼の家を立退く者なり 然ル中大井二木大内等之
数代勤功の者之先祖小笠原長時武田晴信亡されて
流浪の砌二木豊後守忠政を始し莫大の金銀を
送りて後も度々武功あらし者之 大内大坂御陣も彼
家に忠をつくせし者なりしか此時ニ当りて主人を諫メ
兼皆立退しよし 小笠原先祖ハ清和源氏新羅三郎
義光（甲斐信濃の源氏是又武田小笠原依之の祖也） 六代信濃守長清（初豊後守九郎二郎）二条
院御宇始て小笠原姓を賜ふ後其子孫繁昌せり 長
清承久の乱に藤倉にて武功あり且弓馬の達人
にて草鹿丸物八的笠掛犬追物等の秘術射藝の
故実を相伝ム長清より六代信濃守貞宗後醍醐帝の
朝に仕て弓馬の名誉ありけるに依て 叡聞に達し 武時南

南殿に出御貞宗馬上にして藝術を叡覧ある時
叡も御手を鞚に継して通鑑中の格子を叡
覧しまひ弓馬の奥義を本傳しては叡感ありて
日本武士の亀鑑たるべき定式と御手判を下し賜り正三位に叙
任せられ王の字を下し賜ひ家の役として定式勅命によって
て別王の形を写し家の紋と定む其松皮菱の下 太
こりし今に三階菱と唱ふ子孫再因之せり其後貞宗
度々戦功を顕わし貞宗より十代信濃守長時信州
林の城に在り武田小笠原之元来一族なりといへども
宗孫天文の比より信虎晴信之お季に威を争ふ長
時門葉諏訪村上仁科ーと先手として度々甲州へ働
合戦止時なし殊に諏訪頼重と晴信の為に殺され順

とゑ参集信州も過半武田に属す或時晴信より使者を以て
長時へ申ハ信州悉く吾に属し長時一人手を背し
一門の好みにも候へば武田の旗下に属し候はゞ本領安堵あるべく遠
叛る事之相と申す也しそて申遣し候長時返答に元来
武田ハ無傾家小笠原ハ惣領の家なり然るに武田を
代々本領小笠原ハ綱御するの為相年の為万事武
田より上座なり然るに今長時代に到り旗下に属すべき謂
無し先祖の恥辱なりとて同心なく相戦ふを以て返す其後も
合戦度々敗して終には叶ひ難きを察し家臣二木
兄弟之策して終に牢浪之身なり上杉謙信を頼む越後に
赴く此時二木黄金等を出せし其後京都将軍に志し
上京の時河内にて齢十七歳を以て悉補弓馬の師と為りん

三好ら犯ニ公方生害の後奥州会津ニ到り天正十一年
七十歳ニて於会津世去り
義弘ニ近き縁家を知らもしてあまく求めしに事て悔しき
長時三男右近大夫貞慶初年より父牢浪を憤り浪人
の後奥州ニ下り父ニ対面し年代の旧家の重宝ホを
授り本国ニ下り本望を達せんと欲し一門譜代の
家臣ホを催し信州深志城ニ押寄忽攻取り数年の
鬱憤を晴らし旅宿深志城を改メ松本城と号ス其嫡子
兵部大輔秀政天正十八年　家康公より下総国古河
城を給る其子男信濃守忠脩関ヶ原御陣依其功長
六年下総古河より信州飯田城ニ被移五万石領ス同十七年
飯田より旧城松本ニ被移八万石を領し同二十年大坂御
陣の刻天王寺口ニて討死其男信濃守長次其男内
匠頭長勝其男修理大夫長胤ニ実ハ叔父長勝の舎
兄上野介長章長男也宮内長円ハ長胤の実弟也

一 元禄十三年丙寅九月甲州山梨壱万石の領主伊丹左京
勝守乱心ニて自害依之断絶其今年二十二歳若年
在内従男女の事ニ付　公義向勤も兼茂の不及ニ
病気ニて引込在府乍ら九月十五日ニは出仕致しそれハ
兼件筋ニ成り其も兄非在の仕合成りとの取沙汰なり
伊丹先祖ハ藤原姓ニて田村将軍末孫ニ云田村九ヶ
九代加茂次郎景道入道ハ源頼朝義兵を被揚ニ付
一番ニ味方と成り其次男加茂次郎京ニ扇治兼四年山
本判官を討捕ル功ニ依て摂州茨木城を賜り今まで

六代伊丹次郎左衛門尉景親始て伊丹と号し兵庫頭
ニ云ニ子孫大蔵少輔雅枝実子無し而細川参河守の次男
親頼を養子として伊丹右京亮と云（播磨兵庫頭）於是源姓と
云へり親頼六代大和守之扶（細川澄元日ニ至旗下与ふの時伊丹家被討死）其子男号大蔵
少輔雅勝其子大蔵少輔豊後守落し駿州の今川義元ニ
仕へ其後武田信玄ニ仕候頼没後御当家へ出其子
兵庫頭勝重関ヶ原ニ於て討死其子喜之助康勝（播磨守）
同じく三男其子播磨守勝永其子勘左衛門勝政其子右京
播磨守（初代而系図）

一 元禄十二年己卯九月奥州伊達郡桑折城ニ万石領主伊達
兵部少輔村和（初陸奥守孫季(?)）会見澄奥守経純分知有て通り領ニ而為
当九月九日重陽御礼相済麻布六本木屋敷へ帰宅の折

栖御書院番頭八郎左衛門（大久保長門守組）と云人当番ニて登城夫より
町より四辻へ出る所ニ作州通り而伊(?)達(?)ニ而行列先を急ぎ
通り掛り八郎左衛門作州の歩行の者共八郎左衛門を突倒
し八郎左衛門起上り重ねして刀を抜候程の者ニ手を
掛其時大勢立向ひ刀をとられ石にて頭を打なとして
散々に打擲ニ候の者共かくと働候れ共不叶其内ニ作州ハ
駕を早め帰宅被致候右八郎左衛門ハ散々の体ニて漸を
さけ帰を逃れ彼表関ニ上り吾ハ大久保長門守組御書院番
番八郎左衛門と云者也今日於途中の始末不覚悟仕合に
候是ハ作州へ申ニ可相済候得共右ニ家中の者共大キ
ニ騒き手ニ汗を握り無角の挨拶ニも不及候て家来
用人共承出るに当番無之由ニ申し候也

王ニ赤坂ニ於ては御目附水谷源之助へ通し而来は
伊達家臣亀岡氏の臣とも之亦其三合まて作別
浣言ニ成し先ツ此儀ハ石原八郎ニ話も帰宅ありより
此段達 上聞 双方者恵ニ仕付そ様本家伊村を敢
中ニ於ても黄佐当菱伊村郡之通達事へ被仰分知三万
石ハ伊村へ以遣下候と仕済以今度黄佐当の被来ニ候
因而不傷の至りニ宛前伊達殿より相り挨拶ありしハ
此元ニは承りましたれとも旨を承知帰宅の節ハ先
ハ猿痛の仕方ニて会見伊村甚三後まて伊達右の通
甚哉ニ依お氣以下而方之の无御座之伊達氏の先祖ハ
大職冠鎌足の末裔中村次郎朝宗始て右大将頼
朝公ニ仕へ奥州の泰衡退治の刻依其戦功ありしニ依て

合奥州の探題職ニ補せしより伊達郡ニ居住ス故ニ名中
村を改伊達と号ス夫より末孫左京大夫植村母ハ上杉
播磨守定実女也 植村二男大膳大夫輝宗その嫡男
陸奥守政宗（初名次郎 美作守）武蔵鐙ニして畠山左京大夫
義継（奥州二本松城主）を討死芦名盛重（今佐竹義宣ノ舎弟）を亡し其地も
押領し凡百武拾万石を領せしこと久しく于時羽柴秀
吉公相州小田原の北條父子秀吉の命ニ不従ニ
依て出馬し攻玉ふ時政宗小田原ニ来り秀吉ニ謁ス
秀吉大キニ怒りたまひ吾信長の跡を切治メ天下ニ主
たる事及数年然るニ当時ニ至る迄今度北條父子
不届ニ付首を刎んか為出馬ニ付日本の諸将等悉
馳集る処御身計不参不届の至りニして辞領の

地会津十四郡仙道七郡を并蔵本須出羽米沢を領し
奥州葛西郡ニ而二十万石賜りぬ其後侍従又中将ニ任
ぜられ羽柴の称号を玉はる関ヶ原一乱の刻志を
御当家に通し上杉景勝持城白石を攻落し殊に
別而武功有しに依て奥州ニ而刈田一郡を被下都合
六十万石領之其後近江常陸ニ而二万石を加ふ元和
元年上洛の時供奉正三位中納言ニ任せられ是より前千代
城を築千代の文字を仙臺と改る嫡子遠江守
秀宗ハ秀吉公へ奉仕　御当家へも召出元和元年新知
十万石伊予宇和島ニおゐて下され候二男陸奥守
忠宗（四位少将 越前守）ニ其六男陸奥守綱宗家督と成綱宗故
有て蟄居嫡子陸奥守綱村ニ養嫡陸奥守吉村

一　相続之実ハ陸奥守綱宗の舎弟伊達肥前守宗房
の長子也
元禄十四年辛巳二月御旗本寄合列田中内匠就仏ニ并
領地四千五百石之所三男一代限合力として五百俵下
内匠事老年まで近来男女を七人と召抱昼夜ニ是
を寵愛せし所血気衰へ心弱くけむ俄に精気を補
んとする補薬を用ひ多く人参を服せし所逆上して
死去しぬしかして嫡事なし田中ハ中興の祖田中兵部
大輔吉政（初久兵衛之祖 江州田中）信長公へ奉仕其後秀吉公に奉仕
三州岡崎城六万石領之其後四万石を加へ因州西尾城
を築て居城す関ヶ原一乱の刻志を　御当家に通し其
二の忠節就中又逆の張本石田三成を家来田中伝左衛門

生捕てき功ニ依て筑後一国三十二万石を玉はり筑後守
ニ任ス二男久兵衛忠政家督ニ継り筑後守ニ任ス嗣子無ツ
菅沼織部正定盈二男翁介を聟養子とし三万石
ニ而田中の家相続主殿頭と改御仕の処故有って
御勘気を蒙り領知ら召上其後ニ被召出二千俵ニ而
御書院番頭と成ル三千石加増都合五千石領ス其子
翁介定房家督相続大隅守ト改大番頭勤ム其子
内匠ニ於て田中本家断絶せり

一 元禄十四年辛巳三月播州赤穂城五万石の主浅野
内匠頭長矩領地ニ召上ケ田村右京大夫宅ニて切
腹ス仔細ハ今年公家衆下向ニ付御馳走人ニして
伊達左京亮宗春并右内匠頭両人ニ而御附院ニ勅使
参着の上へ登城ニ後院使御馳走の其日勅答の為
登城依之右両御馳走役并高家の面々吉良上野介
義英大友近江守義孝京極対馬守高規畠山民部
大輔基玄品川豊前守伊氏等各登城近付
将軍家出御勅答を各相待内ニ内匠頭と上野介
（従四位少将 四千二百石）之何やらんかく云募ニ及ひしゆ上野介於て
柳の間を立出大広間より廊下つきの所を小走りし退御
召へ立所ハ仕切の大杉戸を押明ケ内ニ入んとせし
を内匠頭後てより追かけ後より上野介近寄ヱ小サ刀を抜
打ニ付ましく上野介眉間の後へかけて切付振向所を
又烏帽子より切流し切先ニ肩ニ当る二ヶ所切レニ篇
手右合ニ除しし時ニ梶川与三兵衛頼知と云人是を

是有後ニ至り内匠頭を抱き留め申ス人壱人も無之 関体和と
ふ坊主壱方ゟ出来有頭来り内匠頭の前ゟ参有 小井
刀をうちきおとす事ハ叶ず坊主新庄の方へ連レ行 屏風を立ニ
囲置く殿中大ニ騒動し申せとも無程静り相済ム
然年右の通ニ有る内匠頭義今度不届之段ニ依て有
るに上野介へ手疵を負はし殿中ニ及刃傷候段不届
場所柄と申御不調法至極ニ候ニ依て切腹ニ仰付
右之通ニ而右之通リ早速内匠頭様へ立て承り
哉リし上野介大欲ニ有之人ニ有御用向同役等ニ至極不届
至り右ゟ其身の儀ニ而一統中閉門ニ仰付是又内匠頭
江戸屋敷も此度赤穂城も御用済ニ付御渡し家中
何れも牢浪の身と成りぬ 内匠頭弟浅野大学長廣ハ

去ル元禄七年甲戌八月内匠頭殿ゟ通ニ千石分知ニ而
有業今の列ニ節仕の処今兄右の仕合ニ有前年の
三月ゟ翌年の七月ニ至ル迄閉門御免ニ而本家
松平安芸守綱長へ御預ケ被仰付有屋敷を明渡し安
芸守屋敷へ妻子共ニ引取り被仰付候
去ル内匠頭家来共も赤穂城引払の後浪人の
身と成りしも大学へ御預ケニ付有者も新中と思案
し未だ成り行く所存今更後悔すと人皆推察し申候
節先祖ハ播磨守源頼光より七代浅野判官光時より
康仁文明の比武功を顕ハし鎌倉ニ来源浅野又左衛門
長政尾州ゟ出而信長公ニ奉仕男子無く二女有り
嫡女浅野弥兵衛長政ニ嫁して家督を継二女ハ秀吉公

の後妻として浅野弾正長政（後浅野弾正大弼 従四位侍従）秀吉公の時代江州坂
本城主と移り且京都所司代を勤む其後御当家へ奉
仕給ひしより甲州府中の城主となりて其後家督を嫡子
左京大夫幸長に譲り常州真壁城に移り於爰卒去
幸長ハ先年より御当家に奉仕関ヶ原軍功に依て
紀州和歌山城主と移る男子無く二女あり一ハ越前
宰相忠直に嫁す二ハ尾州義直卿に縁中にて死ん依て舎弟
但馬守長晟を家督とし長晟大坂冬御陣武
功にて安芸広島へ移る備後の内加ふ四十二万
六千石領す夫より光晟綱晟綱長に至り相続せり
内匠頭先祖ハ右幸長舎弟采女正長重とて若年
より秀忠公に奉仕父長政譲りを受常州真壁城 五

万五千石を領す又大坂御陣の刻道明寺口に於て
武功あり其後同国笠間城に移り其子内匠頭長直
家督の節赤穂へ分知ありて五万石を相続其子内匠
頭長矩其弟大学長広之抑も吉良上野介義英ハ
内匠頭長矩の為に疵を蒙りしといへとも存命は
無程平癒し呉服橋の内の屋敷を差上本所二ツ目
相生町にて屋敷拝領隠居を願し同年十二月隠居
致し跡目家督ハ左兵衛義周に譲る右隠居せし
実子息上杉弾正大弼綱憲屋敷より引移
らる爰に浅野内匠頭の家臣大石内蔵助藤原良雄と云
者亡君の志を継讐を報ん為従士四十六人一致し必死に
定メ元禄十五年壬午十二月十五日の暁手配を相定メ

右吉良屋敷へ切込候者共は切腹と主君の敵
上野介義英を討捕相当器周に候を質と称目
の無慚を一時に散し其後主君の菩提所芝
泉岳寺へ引取罪に伏し御裁許を相待候旨
尚又一通の書を捧ぐ
去年三月内匠頭儀伝奏御馳走之儀ニ付吉良
上野介殿へ含意趣罷在候処於殿中当座難遁儀御座候歟
刃傷に及び候不弁時節場所働不調法至極ニ付
切腹被仰付領地赤穂城召上候儀家来共迄
畏入奉請候　上意御下知城地差上家中早速
離散仕候右喧嘩之節御同席御押留之方有之
上野介殿討留不申内匠頭末期残念之心底家来共
難忍仕合ニ御座候対高家御歴々家来共挟鬱憤候
段憚ニ奉存候得共君父之讐共不可戴天之儀難黙止
今日上野介殿宅へ推参仕候偏ニ継亡主之意趣候志迄ニ
御座候私共死後若御見分之御方御座候ハヽ御披見
奉願如此御座候以上
元禄十五年十二月
浅野内匠頭家来　大石内蔵助
其外連名
右書付讒説有之候を大目付仙石伯耆守殿へ差出ス其
外巨細の段別録ニ有之候故爰ニ略ス
同十七年二月吉良左兵衛儀浅野内匠頭家来上野介を
討候節仕方不届ニ付領地被召上諏訪安芸守へ御預ケ被成
信州に被遣候抑吉良先祖ハ八幡殿の御子足利式

就中備前守の次男新判官義康も嫡孫足利左

衛門尉長氏病氣ニ依テ三州西尾ニ居住二男吉良三郎

上総介満氏 左兵衛尉 満氏男吉良治部大輔貞義 上総介 左兵衛尉 を

三郎満義 左京大夫 三位左兵衛督 満義又男子あり一吉良左兵衛督 左京大夫

満貞と云二ハ一色左馬助有義 三州一色村居住 依テ吉良ノ支流ニ 三ハ東條中将大夫

ゐる義 ノ東条ノ祖 四男山六郎満康又樽田八郎満長之左兵衛督

満貞男左兵衛督俊氏其子左兵衛督佐義尚其子左兵衛督

佐義貞其子義信其子義元其子義堯三代武衛と云

義堯三男子あり一吉良左兵衛督西尾の城にて討死二上

野介義安初東條持広の聟養子となり無頗ナ死ニ

丹吉良ニ居り相模ニ義照京都一苔川の合戦ニ討死

上野介義安子左兵衛佐義定 上杉女 其男三郎義弥義冬

長二年卯　秀忠公ニ奉謁後従四位少将上野介ニ叙

其男三郎義有其男上野介義英其男左兵衛督義

周之迄義吉良の称号断絶せり吉良の無頗家まで

義の字を名乗りニ称り

武家源稱録下終

于時天保八丁酉年春三月上旬寫之

行年七十有六

許九齋

十上